札幌市競争入札参加停止等措置要領

平成14年４月26日財政局理事決裁
令和２年３月26日最近改正

（参加停止）

第１条　市長は、札幌市競争入札参加資格者（以下「参加資格者」という。）が別表第１及び別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について参加停止（競争入札への参加を認めないことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

２　前項の場合において、当該参加停止に係る参加資格者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

３　第１項の参加停止は、本市における当該業務担当職員又は公的機関からの通知によるもののほか、原則として札幌市内で販売されている新聞等の報道により知り得たものを対象として行うものとする。

（下請負人、構成員及び共同企業体に関する参加停止）

第２条　市長は、前条第１項の規定により参加停止を行う場合において、当該参加停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止を併せて行うものとする。

２　市長は、前条第１項の規定により共同企業体について参加停止を行うときは、当該共同企業体の参加資格者である構成員（明らかに当該参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加停止を併せて行うものとする。

３　市長は、前条第１項又は前２項の規定による参加停止に係る参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該参加停止の期間と同期間の参加停止を行うものとする。

４　前３項により参加停止を行う下請負人、構成員及び共同企業体の指名取り消しについては、前条第２項の規定を準用する。

（参加停止の期間の特例）

第３条　参加資格者が１の事案により別表各号の措置要件の２以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ参加停止の期間の短期及び長期とする。

２　参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（先に行った参加停止の期間が１月に満たないときは、１．５倍）の期間とする。ただし、当該参加停止の期間は36カ月を超えないものとする。

(1)　別表第１各号又は別表第２各号の措置要件に係る参加停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第１各号又は別表第２各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)　別表第２第１号若しくは第４号又は第２号若しくは第３号の措置要件に係る参加停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号若しくは第４号又は第２号若しくは第３号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　市長は、参加資格者について情状酌量すべき事由その他特別の事由があるため、別表各号及び前２項の規定による参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　市長は、参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える参加停止の期間を定める必要があるときは、参加停止の期間を当該長期の２倍まで延長することができる。ただし、当該参加停止の期間は36カ月を超えないものとする。

５　市長は、参加停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき事由その他特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加停止の期間を変更することができる。

６　市長は、参加停止期間が満了した参加資格者について、別表第２第２号(1)又は第３号(1)に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、先に行った参加停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、先に行った参加停止の期間を控除した期間をもって、新たに参加停止を行うことができるものとする。

７　市長は、参加停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該参加資格者について参加停止を解除するものとする。

８　参加停止の期間中の参加資格者が、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の参加停止の期間は、新たに措置が必要となった事由に応じて定めた期間に、既に受けている参加停止の残期間に相当する期間を加えた期間とする。ただし、当該参加停止の期間は36カ月を超えないものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する参加停止の期間の特例）

第４条　市長は第１条第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加停止を行う際に、参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、参加停止期間を加重するものとする。ただし、当該参加停止の期間は36カ月を超えないものとする。

(1)　談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、参加資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２第２号(1)又は第３号(1)に該当したとき。

(2)　別表第２第２号又は第３号に該当する参加資格者について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第２第２号又は第３号に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき。

(4)　本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６第１項。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の６第２項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第３号に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき。

（参加停止の通知）

第５条　市長は、第１条第１項若しくは第２条第１項、第２項若しくは第３項の規定により参加停止を行い、第３条第５項の規定により参加停止の期間を変更し、又は同条第７項の規定により参加停止を解除したときは、当該参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により参加停止の通知をする場合において、当該参加停止の事由が本市と締結する契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

３　第１項の規定による通知（第３条第７項の規定による参加停止の解除を除く。）を行うときは、苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第６条　市長は、参加停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（下請負等の不承認）

第７条　市長は、参加停止の期間中の参加資格者が本市発注請負等の一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

（参加停止に至らない事由に関する措置）

第８条　市長は、参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。この場合に

おいて、書面による警告又は注意の喚起を行うときは、第５条第３項の規定を準用する。

（苦情の申立て）

第９条　第５条第１項の規定に基づき行う参加停止に関する通知（第３条第７項の規定による参加停止の解除を除く。）又は第８条の規定に基づき行う書面による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を受けた者は、市長に対し、当該措置について、書面（次項及び第17条第２項において「申立書面」という。）により苦情の申立てができるものとする。

２　申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　申立者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　申立てに係る措置

(3)　申立ての趣旨及び理由

(4)　申立ての年月日

３　第１項の苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1)　参加停止　当該参加停止の期間内（参加停止に関する通知を行った日の翌日から当該参加停止の終期までの期間が10日(札幌市の休日を定める条例(平成２年条例第23号)に規定する休日(以下「休日」という。）を除く。)を下回る場合にあっては、当該通知を行った日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。))

(2)　警告等　当該警告等の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

４　前項第１号に規定する期間の末日が、休日に当たるときは、当該期間は、その翌日に満了するものとする。第12条第３項第１号に規定する期間についても、同様とする。

（苦情の申立ての却下）

第10条　市長は、前条第３項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面により、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情の申立てに対する回答）

第11条　市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して５日以内(休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

３　第１項の規定による回答又は前条の規定による却下（以下「苦情の申立てに対する回答等」という。）を行う場合は、当該書面に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情の申立て）

第12条　苦情の申立てに対する回答等に不服がある者は、書面により、市長に対して、再苦情の申立てができるものとする。

２　前項の書面は、札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱（平成22年８月３日財政局理事決裁)別記様式を準用する。

３　第１項の再苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1)　参加停止　当該参加停止の期間内（苦情の申立てに対する回答等を行った日の翌日から当該参加停止の終期までの期間が10日（休日を除く。）を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して10日以内（休日を除く。））

(2)　警告等　苦情の申立てに対する回答等の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

（再苦情の申立ての却下）

第13条　市長は、前条第３項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面により、その申立てを却下することができるものとする。

（札幌市入札・契約等審議委員会に対する審議依頼）

第14条　市長は、再苦情の申立て（前条の規定により却下したものを除く。）　があったときは、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表１に定める札幌市入札・契約等審議委員会（以下「審議委員会」という。）に対し、速やかに審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）
第15条　市長は、再苦情の申立てを行った者に対し、審議委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
２　前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
(1)　再苦情の申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
(2)　再苦情の申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要
（参加停止等の措置の決定等）
第16条　第１条第１項若しくは第２条第１項から第３項の規定による参加停止、第１条第２項若しくは第２条第４項の規定による指名の取消し、第３条第５項の規定による停止期間の変更又は第３条第７項の規定による参加停止の解除に係る事務は、財政局管財部契約管理課において行うものとし、財政局長がこれを決定するものとする。
２　第８条の規定による警告又は注意の喚起を書面で行う場合に係る事務は、財政局管財部契約管理課において行うものとし、財政局長がこれを決定するものとする。
３　第８条の規定による警告又は注意の喚起を口頭で行う場合に係る事務は、財政局管財部契約管理課において行うものとし、管財部長がこれを決定するものとする。
４　第10条若しくは第13条の規定による却下又は第11条第１項若しくは第15条第１項の規定による回答に係る事務は、財政局管財部契約管理課において行うものとし、財政局長がこれを決定するものとする。
５　第１項の規定により決定した事項について、財政局管財部長は、各局庶務担当部長その他必要と認める部長等に通知するものとする。
（参加停止措置等の公表）
第17条　市長は、第５条第１項の規定に基づき参加停止に関する通知を行ったときは、別に定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。
２　市長は、苦情の申立てに対する回答等を行ったときは、申立書面及び第10条又は第11条第１項の書面を、速やかに公表するものとする。
３　前項の規定は、第13条の規定による却下又は第15条第１項の規定による回答を行った場合について、これを準用する。
（事務処理に係る協議）
第18条　市長は、参加資格者の参加停止等の措置又は苦情若しくは再苦情の申立ての事務については、企業管理者と協議のうえ行うことができる。
（その他）
第19条　この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が別に定める。

附　則
この要領は、平成14年５月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成15年10月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成16年11月15日から適用する。
附　則
この要領は、平成18年４月１日から適用する。
附　則
この要領は、平成18年７月12日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。
附　則
この要領は、平成18年12月８日から適用する。
附　則
この要領は、平成19年４月１日から適用する。
附　則
１　この要領は、平成20年４月１日から適用する。
２　札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年９月18日財政局理事決裁）の

一部を次のように改正する。

別表６中「札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」を「札幌市競争入札参加停止等措置要領」に、「指名停止」を「参加停止」に改める。

３　札幌市談合情報調査要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）の一部を次のように改正する。

様式３中「指名停止等」を「参加停止等」に改める。

４　札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成17年３月29日　財政局理事決裁）の一部を次のように改正する。

第６条中「札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」を「札幌市競争入札参加停止等措置要領」に、「指名停止」を「参加停止」に改める。

５　札幌市工事等被指名者選定基準（平成15年１月22日財政局理事決裁）の一部を次のように改正する。

(1)　第３条中「札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」を「札幌市競争入札参加停止等措置要領」に、「指名停止要領」を「参加停止要領」に、「指名停止期間中」を「参加停止期間中」に改める。

(2)　第４条中「指名停止要領」を「参加停止要領」に、「指名停止」を「参加停止」に改める。

附　則

この要領は、平成21年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成21年９月30日から適用する。ただし、別表第１第２号中「又は工事成績が不良のとき。」を加える改正については、この要領の適用の日以後に入札告示した工事に適用する。

附　則

この要領は、平成22年８月10日から適用する。

附　則

この要領は、平成23年２月14日から適用する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成24年８月10日から適用する。

附　則

この要領は、平成26年６月19日から適用する。

附　則

この要領は、平成26年10月９日から適用する。

附　則

１　この要領は、平成27年４月１日から適用する。

２　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独禁法」という。）施行前の独占禁止法違反行為について、改正前の独占禁止法の適用を受けて審決がなされた場合については、なお従前の例による。

３　改正独禁法施行前の独占禁止法違反行為について、改正独禁法附則の規定による経過措置の適用を受けて審決がなされた場合については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成28年４月１日から適用する。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から適用する。

別表第１　事故等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（虚偽記載等） １　本市の契約に係る競争入札（随意契約を含む。）において、参加資格の確認に必要な申請書又は調査資料等に虚偽の記載をし、若しくは正当な理由なく提出せず、入札に係る必要な指示に従わず、入札に係る調査に非協力的であり、又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退する等、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
（過失による粗雑な契約の履行等） ２　本市の発注に係る契約（以下「本市発注契約」という。）において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）又は工事成績が不良のとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
３　北海道内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「道内一般契約」という。）において、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上３月以内
（契約違反等） ４　第２号に掲げる場合のほか、本市と締結した契約に違反し、又は正当な理由がなく本市が定めた期間内に契約を締結せず、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） ５　本市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
６　道内一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上３月以内
（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故） ７　本市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内
８　道内一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上２月以内

別表第２　贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（贈　賄）	
１　参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が、次の(1)又は(2)に掲げる職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1)　本市の職員	24月
(2)　(1)以外の公共機関の職員	４月以上18月以内
（独占禁止法違反行為）	
２　次の(1)又は(2)に掲げる場合において、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　本市との契約に当たって	24月
(2)　(1)以外の業務に当たって	４月以上18月以内
（公契約関係競売等妨害又は談合）	
３　参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が、次の(1)又は(2)に掲げる場合において公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1)　本市との契約に当たって	24月
(2)　(1)以外の公共機関との契約に当たって	４月以上18月以内
（あっせん利得処罰法違反行為）	
４　参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が、次の(1)又は(2)に掲げる場合において公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1)　本市業務に当たって	24月
(2)　(1)以外の業務に当たって	４月以上18月以内
（建設業法違反行為）	
５　次の(1)又は(2)に掲げる場合（ただし、(2)のうち道外において発生したものについては、経営事項審査申請書の虚偽記載により監督処分を受けた場合に限る。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反した（軽微なものを除く。）と認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　本市との契約に関するもの	２月以上12月以内
(2)　(1)以外に関するもの	１月以上12月以内
（不正又は不誠実な行為）	
６　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、次の(1)又は(2)に掲げる場合（ただし、(2)のうち道外において発生したものについては、役員等が逮捕されるなど重大であると認められるときに限る。）において、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1)　本市契約に関するもの	２月以上12月以内
(2)　(1)以外に関するもの	１月以上12月以内
７　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上12月以内

措　　置　　要　　件	期　　間
８　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、市長において、契約の相手方として不適当であると認めるとき。 (1)　本市の一定の職を経験した再就職者による地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２及び札幌市職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第48号）第２条の規定に違反する行為に関するもの (2)　(1)以外に関するもの	当該認定をした日から ４月以上12月以内 そのつど市長が定める期間